

総 会 開 催 結 果

作成日：令和2年12月28日

1	総会名	令和2年12月 大槌町農業委員会定例総会			
2	開催日時	令和2年12月23日（水） 午前10時00分			
3	開催場所	大槌町役場3階 中会議室			
4	出席者の 状況 ○：出席 ×：欠席	農 業 委 員			
		議席番号	役 職	氏 名	出欠
		8	会長	佐々木 重吾	○
		7	会長職務代理者	阿部 義正	○
		1		三浦 英俊	○
		2		阿部 成子	×
		3		北田 和紀	○
		5		藤原 長英	○
		6		兼澤 修悟	○
		農地利用最適化推進委員			
		担当地域		氏 名	出欠
		金沢		三浦 幸保	○
				阿部 美智子	○
		小鎚		藤原 市之助	○
				川崎 郷泉	○
上京・町方・吉里吉里・浪板		佐々木 和之	○		
		三浦 茂男	○		
農業委員会事務局		事務局長 道又 英樹	主幹 祝田 茂		
5	議 事			付議	承認
	報 告				
	議 案	【議案第18号】農地法の適用外証明願について		1	1
6	その他	・連絡事項等（次回の現地調査、総会の日程）			

【議 長】

いよいよ本格的に冬になってきた。内陸から日本海側は雪で大変らしいし。日全国本、世界中はコロナで大変だが、年末が山になる気配があるので、気をつけていきましょう。

コメの需給動向が値段、秋田こまちやひとめぼれなど 30 キロで 800 円下がった。概算で去年に比べると 6%前後減。酒米、岩手っ子については 1,600 円 12%近く減。今朝の新聞でイノベーションだ、転作を推進する事業が出てきた。36 万トン減らす、今のところ、そこまで至っていない。大槌や釜石ではコメの生産が微々たるものだが日本全国岩手県内では米の比重が大きい。地域経済に影響がある。来年コメの作付け前には何か動きがあるのかと思う。前日、農業大会の後にこの話題が大きかったが、質問がないかと聞いたら、様子をうかがっていたのか、みんなあきらめていたのか、意見がなかった。最近の動きです。

本日の会議を始めましょう。

定刻となりましたので、只今より令和 2 年 12 月大槌町農業委員会総会を開催いたします。

本日の農業委員の出席状況を報告いたします。委員の定数 7 名のうち 6 名の出席で過半数に達しておりますので、本日の総会は成立しておりますことを報告いたします。

本日、阿部成子委員より欠席の旨通告がありましたので、報告いたします。

【議 長】

日程第 1 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。令和 2 年 12 月総会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なしという声あり)

異議なしと認め、会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

【議 長】

日程第2 議事録署名委員の指名を行います。

それでは、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしという声あり)

ご異議ございませんので、

3番 北田 和紀委員 と 5番 藤原 長英委員を指名いたします。

【議 長】

日程第3 諸般の報告を行います。

では、事務局、お願いいたします。

《事務局長》

(資料4 ページを読み上げ。)

【議 長】

一言いいですか。座ったままで失礼します。恐縮ながらも、表彰受けてきました。ベテランの皆様の何人かは当時の記録を思い出してもらえば、自分もパッと頭に浮かんだ。不愉快な思いをさせて、スタートしたが、めげないでご協力いただき、表彰されることができました。ありがとうございました。

【議 長】

続きまして、日程第4 議案第18号「農地法の適用証明願い」について、番号12を上程します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

《事務局長》

(以下、『議案書』議案第18号番号12を読み上げ)

【議 長】

只今の事務局の説明に関連して、これの立会に当たられました、三浦幸保推進委員、北田 和紀委員から所見を伺います。

【委員】

事務局から説明のあった通り吉兆寺の参道の脇になります。40 本位の立木があり山林と言ってもいい状況でした。復旧は困難だと認識しました。農地法の適用外もやむを得ないと判断します。

【議長】

農地法の適用外証明願いに基づく証明の検討事項について、事務局から補足説明をお願いいたします。

《事務局》

農地法の適用外証明の範囲に掲げる、「その他農地または採草放牧地以外になってから長い年月を経過した土地で、農地または採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの」に該当すると判断されますので、証明をしても問題ないと思われま

【議長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

【議長】

よろしいですか。それでは、採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成ですので、原案のとおり「相当」として「農地法の適用外証明願いに係る現地確認書」の（写し）を沿岸広域振興局へ送付いたします。

【議長】

続きまして、日程第5 議案第19号「大槌農業振興整備計画の変更に係る意見について」、を上程いたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

《事務局長》

産業振興課の農業担当者から意見を求められました。

1. 事業計画者 2. 事業目的 4 事業計画地 を説明し
位置図の確認を行う。

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

【A 委員】

家を建てようと思い、相談に行くと、危険地域に指定されているので、許可は出来ないと説明された。今まで、聞いたことが無かったので、愕然とした。自分の考えでは、1月に動き始めたら、お盆前に新築住宅に入居できると思っていた。

自分の周りの人に話すと制度自体を知らない方が多かった。

【B 委員】

昔は川辺付近だったり、山の麓に家を建てていたが、今は安全性が確保出来ないため、家を建てられないという知人の話を聞くことがあった。

【C 委員】

平成 15 年だったと思うが、釜石市松原の土砂災害で人が亡くなったことがあったんじゃないかな。あれから 厳しくなったのかな。

【A 委員】

農地に家を建てようと思う人もいるので、土砂災害警戒区域についての制度周知をして欲しいと思います。

【議 長】

それでは、採決いたします。

意見照会に対しまして、意義を徹底する
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成ですので、産業振興課長あて回答いたします。

【議 長】

本日の議案は、以上です。
その他として、何かありますか。

《事務局長》

●今後の予定・・・資料7ページを参照

【議 長】

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。
これをもって、農業委員会 12 月総会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

10 時 50 分終了